

令和6年 No.18

○国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

現行の取扱い及び他大学における会議構成員の規定に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年3月27日 経営協議会 審議・承認

令和6年3月27日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規程第10号

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程（平成16年規程第33号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部改正について

改正理由：現行の取扱い及び他大学における会議構成員の規定に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

| 改 正 | 現 行 |
|--|---|
| <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) <u>学長が指名する理事</u></p> <p>(3) 事務局長</p> <p>(4) 学外委員</p> <p>2 前項第4号の委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。</p> <p>3 委員の過半数は、第1項第4号の委員とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(議事)</p> <p>第6条 協議会は、第3条第1号から第3号までの委員及び第4号の委員それぞれの3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) <u>理事</u></p> <p>(3) 事務局長</p> <p>(4) 学外委員</p> <p>2 前項第4号の委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。</p> <p>3 委員の過半数は、第1項第4号の委員とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(議事)</p> <p>第6条 協議会は、第3条第1号から第3号までの委員及び第4号の委員それぞれの3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>2・3 〔省略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>〔省略〕</p> |